

日行連発第1425号
令和4年1月7日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

住民基本台帳法の改正に係る現行の職務上請求書を使用した
戸籍の附票の写しの請求について

住民基本台帳法の改正に伴い、令和4年1月11日の改正法の施行日以降、戸籍の附票の写しに記載される事項が変更されることについては、令和3年12月27日付日行連発第1373号にて各単位会へお知らせしたところです。

このことを受け、現在使用可能な職務上請求書の経過措置について総務省及び法務省と調整を図っておりましたが、今般、下記のとおり取扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、直前までのご連絡となり大変恐縮ではございますが、本件の取扱いに関して、所属会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本会ホームページの会員専用ページにも本件に関して、掲載いたしますことを申し添えます。

記

1. 請求日：令和4年1月11日以降
2. 該当する請求文書：
「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方が記載された戸籍の附票の写し
3. 請求の方法：
現行の職務上請求書に別紙の書式を添付し、双方に必要な事項を記入して自治体の窓口へ提出すること

以上

<別紙>

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」の記載が必要であることを求めるための書式